

東日本大震災で被災された中小企業者の皆様へ 新しい融資制度を創設しました

県制度融資

災 害 復 旧 対 策 資 金 (東日本大震災災害対策枠)

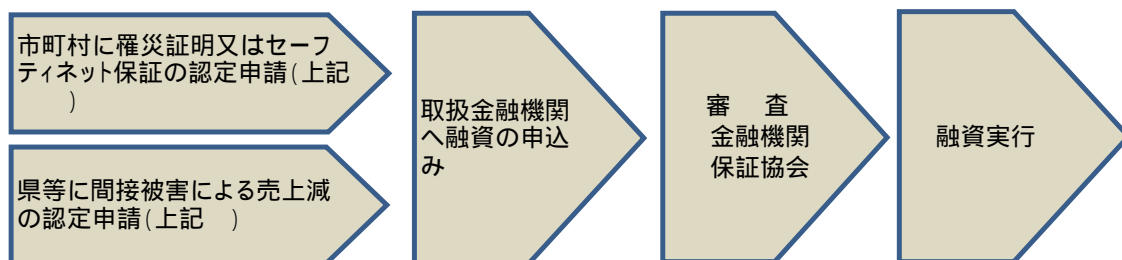
ご利用いただける方

今回の地震により、直接被害（施設・設備・事業用資産等の損壊）、又は間接被害（取引先の被災による等、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少するか、減少する見込みがある）を受け、次のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者

市町村長が発行する罹災証明書(事後提出も可)の交付を受けた方(直接被害)

市町村が発行するセーフティネット保証の認定(5号・地震による売上高等の減少基準に限る)を受けた方(間接被害)

知事、市町村長、商工会議所会頭及び商工会会長の認定を受けた方(間接被害)



罹災証明書・セーフティネット保証の認定申請については、主たる事業所のある市町村にお問い合わせください。
上記の認定を受ける場合は、県様式第3号の3をお使いください。(2部提出 添付書類については裏面Q5を参照)
様式のダウンロードは <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/shinsei/keian3-3.pdf>
証明書や認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

ご融資の条件

融資限度額	1,000万円
融資利率	年1.0%以内
償還期間	運転資金 10年以内(うち据置2年以内)
担保	取扱金融機関及び県信用保証協会所定
保証人	原則として法人代表者以外不要
信用保証料率	罹災証明書の交付を受けた場合 年0.50% セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70% 知事等の認定を受けた場合 年0.45~1.59%
取扱金融機関	地方銀行・都市銀行・第2地方銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の県内に所在のある本店・支店
取扱期間	平成23年4月1日から平成23年9月9日融資実行分まで

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工経営支援課(商工金融第一班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
電話 022-211-2744



よくある質問

Q1 罹災証明書の申請は、どこで受け付けていますか？

A1 罹災証明書の申請は、基本的に主たる事業所のある市町村で受け付けています。詳細については、各市町村の窓口にお問合せください。

Q2 市役所に罹災証明書の申請をしたのですが、交付まで1か月かかると言われました。交付を受けた後でなければ、金融機関に融資の相談や申込みはできないのですか？

A2 罹災証明書等が交付される前でも、融資の相談や申込みはできます。通常、罹災証明書等は、各市町村の担当者が実際に現地へ行き被害状況を確認したうえで、交付するものですので、相当の日数を要することになります。後日、罹災証明書等が交付される見込みとして相談等を進めてください。

Q3 セーフティネット保証(5号・地震による売上高等の減少基準に限る)の認定申請は、どこで受け付けていますか。

A3 セーフティネット保証の認定申請は、主たる事業所のある市町村で受け付けています。詳細については、各市町村の窓口にお問合せください。

Q4 セーフティネット保証の「5号・平均売上高等の減少基準」で認定された場合も、この資金の融資対象要件を満たしていることになりますか？

A4 この場合、融資対象要件を満たしていないことになります。セーフティネット保証により東日本大震災災害対策枠をご利用いただく場合には、セーフティネット保証の5号・地震による売上高等の減少基準による必要があります。

Q5 ③知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受ける場合の、県様式第3号の3に添付する「売上高の減少状況等の関係数値を立証する資料等」とは、どういったものですか？

A5 この場合、関係数値を立証する資料とは、最近1か月及び比較する前年同期の試算表等の写し（売上高を証明する書類の写し）、また、最近1か月の売上見込み表や売上予想表の写し（様式は任意、売上が減少することが見込まれる理由が分かる書類の写し）です。
具体的に売上高減少の部分に記入するのは、試算表を基にするのであれば、その該当月の「純売上高」の金額になります。
なお、申請の際は県様式第3号の3を2部提出願います。

Q6 直接被害、間接被害ともに受けましたが、両方の証明が必要ですか？

A6 本資金に必要な証明・認定は、以下の①～③のいずれかで結構です。
なお、交付された証明書・認定書により適用される保証料率が異なりますので、ご注意ください。

交付された証明書・認定書	交付された証明書・認定書に対応する保証料率
①市町村長が発行する罹災証明書	年0.50%
②市町村長が発行するセーフティネット保証(5号・地震による売上高等の減少基準に限る)	年0.70%
③知事、市町村長、商工会議所会頭、商工会会長いずれかの認定書	年0.45%から年1.59%